

株式会社スギ薬局特定保健指導実施にあたって

はじめに

健康保険組合（以下「健保組合」といいます）では、保健事業の一環として、特定健康診査結果に基づく厚生労働省の定める基準による階層化の結果、「動機づけ支援」または「積極的支援」に該当する被保険者・被扶養者（以下「該当者」といいます）に対して、メタボリックシンドロームの予防・改善を目標とした「特定保健指導」を提供しています。

本書では、特定保健指導実施にあたっての取り扱い内容が記載されていますので、ご一読いただき同意をいただいたうえで参加ください。（特定保健指導に参加する該当者を「参加者」といいます）なお、該当者が被扶養者である場合、雇用主との関係を前提にした部分（本書の太字部分）は適用されません。

1. 特定保健指導

- (1) 特定保健指導とは、保健師・看護師・管理栄養士による面接および電話連絡、メール連絡などを用いた連絡などにより該当者の生活習慣改善を支援する保健指導をいい、概要は以下の通りとします。
 - 1) メタボリックシンドロームを引き起こす可能性がある生活習慣の問題点を見つけ、改善のための目標を設定
 - 2) 目標遂行・達成状況の確認
 - 3) 脂質異常症、高血圧症、高血糖症などの生活習慣病のいずれかが治療域に入り、かつ医療機関での治療を受けていない該当者に対する適宜の受診勧奨
- (2) 特定保健指導参加に伴い、参加者は以下に定める事項を行うこととします。
 - 1) 特定保健指導により設定した行動目標の実行
 - 2) 体重・歩数・腹囲・血圧など（必要と判断される場合）の測定・記録
 - 3) 面接への参加、電話・メール等による目標遂行・達成状況などの報告
- (3) 健保組合の委託を受け、特定保健指導は株式会社スギ薬局（以下「保健指導事業者」といいます）が提供します。
- (4) 特定保健指導参加にあたって、参加者から健保組合又は保健指導事業者に対する対価の支払いは発生しません。

2. 特定保健指導の期間

- (1) 特定保健指導提供の期間は、初回面接より約3か月間を予定しています。
- (2) 特定保健指導における個々のスケジュールは、別途定めます。

3. 注意事項

- (1) 以下の1)～8) いずれかに該当する者は、主治医へ参加可否の確認をして頂きます。以下の1)～8) いずれかに該当する該当者が主治医の同意なく特定保健指導に参加した場合に損害、不利益を被っても、健保組合、保健指導事業者および**該当者の雇用主である会社（以下「会社」といいます）は責任を負いかねます。**
また、以下の1)～8) のいずれかに該当するか不明な場合、該当者は医師、医療機関に相談、確認を行うものとします。

- 1) 現在 a～c の薬を服用している方
 - a. 血圧を下げる薬
 - b. インスリン注射 又は 血糖を下げる薬
 - c. コレステロール 又は 中性脂肪を下げる薬
- 2) 妊娠中及び出産後 1 年以内の方
- 3) 過度のアルコール摂取習慣のある方
- 4) 悪性腫瘍で治療中もしくは治療が必要な方
- 5) 精神神経疾患で治療中もしくは治療が必要な方
- 6) 冠動脈性心疾患（心筋梗塞・狭心症等）の既往者
- 7) 脳血管障害（脳出血・脳梗塞等）、腎不全、貧血の既往者
- 8) その他疾患にて通院中の方

(2) 参加者は、特定保健指導参加開始後に、上記 3－(1)－1)～8) のいずれかに該当することとなった場合、直ちに、保健指導事業者はその旨を連絡するものとします。

(3) 特定保健指導における行動目標実行にあたっては、参加者本人が自己の体調など健康状態を把握して無理なく行うこと、その他目標実行にあたっては自己責任で行うものとします。

4. 特定保健指導の制限と免責

(1) 特定保健指導は、参加者の生活習慣の改善を支援する保健指導であり、また生活習慣病その他疾病の治療行為ではありません。また、特定保健指導の参加により、参加者が生活習慣病その他疾病に罹患しないことを保証するものではありません。

(2) 保健指導事業者は、特定保健指導において以下に定める事項を行うことはできません。

- 1) 診察についての指示、診断、投薬・治療等の指示、そのほかの医療行為
- 2) 保健師助産師看護師法、医師法、医療法等に抵触する行為

(3) 天災地変、電話回線の遮断などによる通信不能、その他、健保組合、保健指導事業者いずれの責に帰さない事由によって、特定保健指導の提供が不能となった場合、健保組合及び保健指導事業者は特定保健指導提供の義務を免れるものとします。

5. 特定保健指導の中止

(1) 参加者は、健保組合又は保健指導事業者に対して特定保健指導の中止を申し込むことができます。ただし、健保組合は、必要に応じて参加者の意思を再確認することがあります。

(2) 参加者が健保組合の被保険者でなくなった場合、健保組合および保健指導事業者は、特定保健指導の提供を中止するものとします。

(3) 上記 5－(1) の定めに基づく中止の申込みが無い場合であっても、参加者が保健指導実施予定日より 2 か月以上、特定保健指導を受けることができない状態になった場合、健保組合は特定保健指導の提供を中止することができるものとします。

6. 個人情報等

- (1) 本書において「個人情報」とは、該当者個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により該当者個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより該当者個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうものとします。
- (2) 本書において「健康情報」とは、該当者の健康診断結果および保健指導事業者の特定保健指導提供に伴い電話、メール等の手段、または面接によって取得される、参加者の健康状態や生活習慣などに関する情報をいうものとします。
- (3) 本書において「個人情報等」とは、個人情報と健康情報を総称したものをいうものとします。

7. 個人情報等の開示、提供

- (1) **健保組合は、高齢者の医療の確保に関する法律、特定健康診査等基本指針等の定めに従って、会社に対し、会社の有する特定健康診査対象者に関する個人情報等の提供を求め、会社はその定めに従って、健保組合に対し、当該個人情報を提供します。**
- (2) 健保組合は、高齢者の医療の確保に関する法律 特定健康診査等基本指針等の定めに従って、保健指導事業者に対し、委託する特定保健指導の実施に必要な範囲内において、健保組合の有する該当者に関する個人情報の提供をします。

8. 個人情報等の利用目的

- (1) 特定保健指導提供により健保組合および保健指導事業者が取得する該当者の個人情報等は、特定保健指導提供および効果の検証のために利用します。
- (2) あらかじめ本人の同意がなければ、それ以外の目的で利用することはありません。

9. 個人情報の保護及び機密保持

- (1) 健保組合、**会社**、保健指導事業者は、個人情報保護に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関係法令を遵守して、個人情報を取り扱うものとします。
- (2) 健保組合、**会社**、保健指導事業者は、特定保健指導の提供中、その終了後を問わず、個人情報等を機密に保持し、本書に定める目的以外で利用したり、第三者に開示、漏えいしたりしないものとします。

10. 加工した情報の利用

上記7（個人情報等の開示、提供）から9（個人情報の保護及び機密保持）の定めにかかわらず、健保組合又は保健指導事業者は、該当者の個人情報等について該当者個人を特定できない状態に加工することを条件に、特定保健指導の研究、事業実績に関する情報、および特定保健指導の充実のための基礎情報として使用や、対外的に発表することができるものとします。

■個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記にて受け付けます。

窓 口：スギ薬局 特定保健指導担当

T E L：0562-45-2723

F A X：0562-45-2729

受付時間：10:00～18:00

以 上

特定保健指導における 新型コロナウイルス感染予防対策

スギ薬局では、

以下の感染予防対策を実施の上

特定保健指導の実施を致します。

1,指導者の検温

入社前に検温を実施しております。

- ・ 37.0℃以上の熱
- ・ 倦怠感（強いだるさ）
- ・ 息苦しさの症状
- ・ 体調の異変を感じる



上記の場合は、
当指導者での実施は致しません。
※担当指導者が変更となる場合も
ございます。ご了承ください。

2,指導者のマスクの着用

指導者は飛沫感染防止のため
マスク着用のまま、
特定保健指導を行わせていただきます。



3,実施前の 手洗いうがいの徹底

指導者は定期的に手洗い・うがいを実施
しております。指導前後も手洗いうがいを
実施致します。

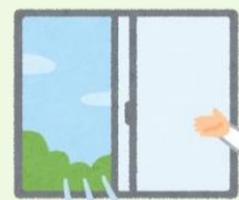
ウイルスを洗い流すことで
有効な感染予防になります。



4,換気の徹底

密閉空間での特定保健指導は
実施致しません。

店内の換気の実施し、
空気が滞らない
実施会場と致します。



5,備品の消毒の徹底

保健指導実施前、実施後に
参加者用の椅子、机等の備品の
アルコール消毒を行っております。
ウイルスの除菌を致します。



皆様のご参加、心より
お待ちしております。
これからの健康な生活
をサポート致します！

